

議案第90号

大阪市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例案

大阪市立老人福祉センター条例（平成16年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
名称	位置	名称	位置
[略]		[同左]	
大阪市立港区老人福祉センター	大阪市港区 <u>磯路1丁目7番17号</u>	大阪市立港区老人福祉センター	大阪市港区 <u>夕風2丁目5番22号</u>
[略]		[同左]	
備考 表中の[]の記載は注記である。			

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和5年2月22日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

港区老人福祉センターを移転するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。